

免許外教科担任の許可に関する文部科学省のこれまでの対応

○文書による通知等

①平成6年9月29日付け文教教145号「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正について(通知)」

免許外教科担任の許可については、教育職員免許法施行規則附則第13項の規定により申請書に記載することとされている事項（免許外教科担任の事由、免許外教科担任を行う教諭の履歴、当該学校の学級編成及び免許教科別教員数等）を十分に考慮するとともに、いわゆる教員の持ち時間数の調整のために免許外教科担任が行われることのないよう、各都道府県教育委員会において、具体的な基準を定めることが適当である。

②平成14年10月25日付け14初教職第19号「免許外教科担任に係る事務の適正な処理について(通知)」

各都道府県教育委員会において、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を適切に定め、申請・許可の手続き及び運用を適正に行うこと。その際、単に教員の持ち時間数の調整のための免許外教科担任が行われることがないよう、また、保有している免許状の教科を担当することなく免許外教科担任が行われることがないよう、留意すること。

③平成15年10月17日付け15初教職第11号「初任者研修の適正な実施について(通知)」

初任者に免許外の教科を担当させる必要がないのに、免許外の教科を担当させることのないよう配慮すること。

④平成25年度以降毎年「教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について(通知)」

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

⑤平成27年度以降毎年「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」

免許外教科担任については、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっている趣旨に鑑み、安易な臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行わないようお願いします。

○説明会等における依頼